

# 公益社団法人北海道作業療法士会

## 永年会員規程

平成 31 年 4 月 27 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人北海道作業療法士会（以下、「本会」という。）の永年会員の会費等に関し必要な基準を定め、これを公表することにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、永年会員の会費等の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 永年会員とは、30 年以上の会員歴を有する満 60 歳以上の正会員であって、理事会の承認を得たものを言う。

### (会費)

第 3 条 永年会員の会費については次のとおりとする。

(1) 永年会員は、正会員の 3 年分の年会費を一括納入する。

### (特典)

第 4 条 年会費 3 年分を一括納入した永年会員は、終身に渡り、正会員として以下の権利を得る。

(1) 本会が発行する定期刊行物の配布

- ・公益法人北海道作業療法士会ニュース
- ・機関誌「作業療法の実践と科学」
- ・会員名簿

(2) 本会主催の学会・研修会の参加費用が正会員と同様

### (改正)

第 5 条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

### (附則)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 27 日から施行する。